

障がい者を虐待から守りましょう！

～障害者虐待防止法が10月1日から施行されました～

障害者虐待防止法は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで障がい者虐待の防止に取り組みましょう。

障がい者虐待は以下の3種類に分られます

- 養護者（家族）による障がい者虐待
- 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- 使用者（事業主や同僚）による障がい者虐待



どんな行為が障がい者虐待になるの？

- 身体的虐待・・・障がい者の体に暴行を加えること。
- 性的虐待・・・障がい者に無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
- 心理的虐待・・・障がい者を侮辱する言葉や態度で精神的苦痛を与えること。
- 放棄・放任・・・食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。
- 経済的虐待・・・本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。

また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

虐待に気づいたらすみやかに通報してください

障がい者虐待に気づいた人は行政の担当窓口へ連絡してください。地域ぐるみの早めの対応や支援が虐待されている障がい者だけではなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。

通報や届出をした人の情報は守られます

虐待の通報や届出をした人の情報は守られます。虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、町職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報も受け付けます。

障がい者の虐待を防ぐためにあなたのご協力をお願いします。

■障がい者の虐待にかかわる届出や通報、支援の相談の受付先

健康福祉課 福祉係 ☎86-0214

☎ 86-0212
健康福祉課
子育て支援係
問い合わせ

区 分	9月20日(木)～26日(水)	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
こぐわ保育園	不検出	不検出
あゆかい保育園	不検出	不検出
ひがしね保育園	不検出	不検出
あらと保育園	不検出	不検出
よつば保育園	不検出	不検出

測定限界
0.48～0.77 Bq (ベク
レル) / kg 以下

保育園給食放射性物質
検査結果